

令和2年4月13日
保健医療介護部

新型コロナウィルス感染症への対応状況について

体制の整備

○相談体制の整備【がん感染症疾病対策課】

- ・2月7日（金）、県内の19保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置
- ・3月4日（水）、医療機関からの相談に迅速に対応できるよう県の保健所に専用の携帯電話を導入し、体制を強化
- ・相談件数（4月8日現在） 61,546件
- ・4月13日（月）9時から、一般相談窓口の受付時間を延長して24時間対応

○検査体制の強化【がん感染症疾病対策課】

- ・3月5日（木）、県保健環境研究所に「リアルタイムPCR」を1台新たに増設し、迅速な検査体制を強化。
- ・3月6日（金）から、民間の検査機関においてもPCR検査の実施が可能。これを受け、3月8日（日）、医師会、帰国者・接触者外来の代表、県内保健環境研究所、民間検査機関等による会議を開催し、民間の検査機関におけるPCR検査について協議し、3月13日（金）、帰国者・接触者外来の担当者へ説明会を開催。
- ・PCR検査実施件数（4月13日9時現在） 5,069件
※陽性患者の経過観察のための検査件数を除く
- ・患者発生状況（4月13日9時現在） 362名

○医療提供体制の整備【がん感染症疾病対策課】

- ・1月27日（月）、感染症指定医療機関連絡会議を開催し、発生時の対応について協議。
- ・1月29日（水）、感染症の専門家で構成する感染症危機管理対策委員会を開催し、発生状況等を踏まえた対応を検討。
- ・2月5日（水）、医師会・行政合同会議を開催し、帰国者・接触者外来の対象等について協議。
- ・2月7日（金）、感染予防体制が整備された医療機関に「帰国者・接触者外来」を設置
- ・2月23日（日）、医師会、行政、専門家による合同会議を開催し、重症化した場合の医療体制について検討。
- ・3月1日（日）、医師会、大学病院、感染症指定医療機関の病院長による会議を開催し、重症者の受入体制について協議。
- ・3月2日（月）、県内の患者が増大し、感染症指定医療機関の感染症病床等で対応不可となった場合に備え、新型インフルエンザ患者入院医療機関に対し、受入体制の準備を要請。
- ・今後、集団発生等の感染拡大に対応できる医療体制の整備について協議を行うなど、感染

拡大の状況に応じ、段階的に講じる各対策（医療提供体制、サーバイランス）について協議。

- ・3月28日（土）、第1回新型コロナウイルス感染症対策協議会を開催し、大規模クラスターもしくは複数のクラスターが同時に発生した場合のため、調整会議の設置等について協議。
- ・3月31日（火）、患者数が大幅に増えた時に備え、患者の受け入れ医療機関の調整を行う、福岡県新型コロナウイルス感染症調整本部を設置。
- ・4月4日（土）、新型コロナウイルス感染症に係る緊急ウェブ会議を行い、福岡県知事と北九州市長、福岡市長、久留米市長、福岡県市長会長である春日市長、福岡県町村会長である大任町長が、情報共有と医療提供体制の構築等について意見交換。
- ・4月6日（月）、感染症の専門家で構成する感染症危機管理対策委員会を開催し、発生状況等を踏まえた対応を検討。
- ・4月11日（土）、第2回新型コロナウイルス感染症対策協議会を開催し、宿泊施設等での療養等について協議。
- 新 ④ 4月13日（月）、感染症患者が増加しており、重症者等に対し適切な医療を提供できる体制を維持し、医療機関の負担軽減を図るため、軽症者・無症状者については、「東横イン北九州空港」に受け入れを開始。

全庁挙げての取組み

○福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部の設置【がん感染症疾病対策課】

本県における発生の早期探知および感染拡大防止対策の危機管理体制を整備するため、対策本部を設置。

第1回対策本部会議（1月30日（木））

- ・国内外の発生状況について
- ・相談窓口の設置について 等

第2回対策本部会議（2月19日（水））

- ・「帰国者・接触者相談センター」への相談の目安、日常生活で気をつけることについて

- ・国及び県の緊急対応策について 等

第3回対策本部会議（2月28日（金））

- ・全国及び本県の発生状況について
- ・学校の臨時休業について

第4回対策本部会議（3月19日（木））

- ・新型コロナウイルス感染症の発生について
- ・県主催イベント及び県有施設の3月21日以降の対応について
- ・マスクの確保状況について

第5回対策本部会議（3月27日（金））

- ・新型コロナウイルス感染症の発生について
- ・国の「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」がまとめた、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」について
- ・県主催イベント及び県有施設の対応について

第6回対策本部会議（4月1日（水））

- ・新型コロナウイルス感染症の発生について
- ・外出の自粛要請等について
- ・医療体制の整備について
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る体制整備について

第7回対策本部会議（4月7日（火））

- ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について
- ・福岡県における緊急事態措置の実施について
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る体制整備について
- ・各部における取組について

○県主催のイベントの中止・延期【保健医療介護総務課】

- ・感染症の専門家の意見も踏まえ、2月21日（金）から、緊急事態宣言を受けて5月6日（水）までの間、県主催の一般県民の方が参加するイベントや集会を、原則、中止または延期。

○県有施設の臨時休館等【保健医療介護総務課】

- ・感染症の専門家の意見も踏まえ、2月28日（金）から、緊急事態宣言を受けて5月6日（水）までの間、福岡共同公文書館など県有施設（44施設）を臨時休館。
- ・2月21日（金）から、緊急事態宣言を受けて5月6日（水）までの間、イベント等を開催する目的で県有施設を利用する者が、感染拡大防止を目的として施設利用の中止又は延期を行った場合、キャンセル料は徴収せず、すでに納付されている場合は全額還付。

手指消毒薬の確保・配布

○消毒薬等の安定供給に向けた協力依頼【薬務課】

- ・福岡県製薬工業協会、福岡県医薬品卸業協会等の関係団体に対し、消毒薬等の安定供給について協力を依頼。

○手指消毒薬の配布【薬務課、高齢者地域包括ケア推進課、介護保険課、福祉総務課、私学振興課、教育庁義務教育課】

- ・医療的ケアを必要とする児童の家庭向けとして、3月17日（火）から順次、手指消毒用エタノールジェル等を訪問看護ステーション（約40か所）を通じて配布
- ・県で独自に購入した手指消毒薬4,700ℓを、高齢者施設、介護施設、児童養護施設、障がい福祉サービス事業所、保護施設、保育施設及び幼稚園（2,254施設）に3月27、30日に配布。
- ・国から優先供給として配分された3,600ℓを感染症指定医療機関等（34か所）に、県で確保した3,500ℓは、感染症医療機関等以外の医療機関（350か所）に、4月6日から順次配布

県民への情報提供

○県民向けの注意喚起【がん感染症疾病対策課】

県ホームページやSNSを活用し、日常生活で気を付けることを注意喚起。

- ・手洗いや咳エチケットを励行すること
- ・持病がある方、高齢の方、妊娠中の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意すること
- ・発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休み、公共交通機関を利用しての外出、人混みの多い場所への外出を避け、自宅で療養すること
- ・発熱等の風邪の症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録すること

○LINEを活用した相談センターへの案内を3月27日より開始【がん感染症疾病対策課】

LINEを活用することで、必要な方を帰国者・接触者相談センターにつながりやすくし、若者などの幅広い層に対し、日常生活での注意事項(咳エチケット、家庭内の留意事項等)を情報発信。福岡市と共同して実施。

○県民向けの注意喚起【健康増進課】

- ・「ふくおか健康ポイントアプリ」を活用し、アプリ登録者に対して、日常生活で気を付けることを注意喚起。

○高齢者向けの注意喚起【高齢者地域包括ケア推進課】

県ホームページを活用し、高齢者としてフレイルを予防するために気を付けることを注意喚起。

- ・動かない時間を減らすこと
- ・しっかり食べて栄養をつけ、バランスの良い食事をとること
- ・お口を清潔に保つこと

新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクの確保状況

- 県では、医療機関や社会福祉施設等にマスクを配布するため、国から配布されるものほか、県で独自に調達し、現時点での確認見込み数は、約348万枚となっています。
- 確保したマスクについては、各施設等の在庫状況を勘査し、順次配布していきます。

(1) 医療機関 (3,191,400枚)

確保方法	枚数	備 考
サージカルマスク	77,200枚	感染症指定医療機関等42機関に配布済み(3月17日～18日)
	513,000枚	国から医療機関に直接配布等(3月30日～4月2日)
	513,000枚	国から医療機関に直接配布等(4月9日～)
	513,000枚	国から医療機関に直接配布等(4月13日の週)
	1,000,000枚	国から緊急事態宣言対象都府県に対する配布(4月17日以降)
	513,000枚	国から医療機関に直接配布等(4月20日の週)
N95マスク	2,200枚	感染症指定医療機関等に配布(3月26日～)
	10,000枚	
	50,000枚	感染症指定医療機関等に4月13日の週から順次配布予定

(2) 社会福祉施設等 (289,975枚)

確保方法	枚数	備 考
県で購入	232,025枚	政令市、中核市を除く社会福祉施設等(届出保育施設、児童養護施設等、障害福祉サービス事業者等、保護施設等)及び幼稚園に、3月23日から順次配布
民間会社からの寄贈	2,950枚	
江蘇省からの寄贈	50,000枚	介護保険施設・居宅サービス事業所・人工呼吸器使用者のご家庭に順次配布予定
民間会社からの寄贈	5,000枚	配布先未定

○4月中の確保予定枚数、1,573,500枚

(3) 上記のほか、国から介護施設等へ布マスクを一人一枚直接配布(3月末から順次)

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

県民向けの対策

○庁舎入口への消毒液設置（1月30日）【財産活用課】

- ・県庁舎（行政棟、吉塚合同庁舎、総合庁舎等）の入口に消毒液を設置

○エレベーターボタン等の消毒（4月2日）【財産活用課】

- ・エレベーターボタン・手摺、階段手摺、トイレ便座・手摺等について、毎日1回アルコール等による清拭消毒を行う。

○県ホームページ上に専用ポータルページを開設（1月31日）【県民情報広報課】

○庁内に「感染症対策」や「正しい手の洗い方」を表示（2月21日）【財産活用課】

- ・感染症予防対策として、入口のほか執務室、エレベーターに「感染症対策」を、トイレや湯沸室に「正しい手の洗い方」を表示

○県税の申告期限の延長【税務課】

- ・宿泊税について、4月宿泊分の申告・納入期限を1か月延長（3/6 宿泊事業者に通知、3/31 規則公布）
- ・個人事業税について、国税と併せ、3月16日の申告期限を4月16日まで延長し、さらに無期限に申告期限を延長。また、通常8月に送付している納税通知書を9月に送付し、納期限を9月30日に変更。
- 新 ④・緊急事態宣言期間中に申告・納付等の期限を迎える県税について、その期限を6月1日まで延長（4月10日）

○納税困難者に対する県税の徴収猶予等（全税目）【税務課】

- ・3/18 総務省通知により猶予制度の周知及び制度の迅速かつ柔軟な対応
- ・4/10 総務省通知により徴収猶予の特例制度（収入が前年同期比20%以上減少した場合に、無担保、延滞金なしで1年間徴収猶予できる特例）を周知

○自動車の廃車等の手続き期限の延長（3月19日）【税務課】

- ・3月末の運輸支局の窓口の混雑緩和対策として、自動車の抹消登録等の期限を延長（最長4/15まで）

○県ホームページ上に県内の感染動向等を掲載したページを開設（3月19日）【県民情報広報課】

- ・陽性患者数、検査実施数、相談件数など

○支払困難者に対する県貸付金償還などの支払い猶予等（3月26日）【財政課】

- ・収入の減少により県への支払いが困難となった方からの申請に基づき、担当部署において収入状況等の確認を行い、個々の状況に応じた支払猶予等を実施
(支払猶予等を行う期間、相談窓口など、詳細は県ホームページに掲載)

○JR博多駅、小倉駅、久留米駅及び西鉄福岡駅の各駅及び周辺施設に設置されているデジタルサイネージを活用し、週末の外出自粛の要請に合わせた広告物の掲出を実施（4月4日から順次掲載）。【県民情報広報課】

○県公式LINE、ツイッターに加え、各部が保有するSNS、アプリ、メールマガジン等により、登録者及び関係団体に対して、週末の外出自粛などについて周知（4月1日、8日に各部へ依頼）。【県民情報広報課】

新 ○感染拡大防止のための啓発TVCMの放送（4月17日から）

在福民間放送局5局のアナウンサーを起用したCMを製作し、県民に新型コロナウイルス感染防止に向けた呼びかけを行うもの。【県民情報広報課】

府内向けの対策

○【再掲】 庁舎入口への消毒液設置（1月30日）【財産活用課】

- ・県庁舎（行政棟、吉塚合同庁舎、総合庁舎等）の入口に消毒液を設置

○【再掲】エレベーターボタン等の消毒（4月2日）【財産活用課】

- ・エレベーターボタン・手摺、階段手摺、トイレ便座・手摺等について、毎日1回アルコール等による清拭消毒を行う。

○【再掲】府内に「感染症対策」や「正しい手の洗い方」を表示（2月21日）【財産活用課】

- ・感染症予防対策として、入口のほか執務室、エレベーターに「感染症対策」を、トイレや湯沸室に「正しい手の洗い方」を表示

○時差通勤の拡大（2月28日）【人事課】

- ・2月28日から当面の間、本庁及び福岡市、北九州市、福岡県外に所在する出先機関に勤務する職員について、時差通勤の運用を拡大

○感染拡大防止に向けた対応について通知（3月24日）【人事課】

- ・北九州市職員が感染したことを受け、感染予防、職員・同居親族等に症状が疑われる際の対応、執務室の定期的な換気等を改めて周知徹底。

○府内放送による職員への注意喚起（3月24日）【財産活用課・総務事務厚生課】

- ・手洗等の予防対策や室内の換気を促す府内放送を実施

○新型コロナウイルス感染症対策に係る職員の出張等について通知（3月30日）【人事課】

- ・東京都、大阪府など感染が拡大している地域への出張や、県内出張（緊急やむを得ないものを除く）の取りやめ
- ・勤務時間外における不要不急の外出や会合の自粛

○新規採用職員の健康管理について【人事課】

- ・入庁前の新規採用職員に対し、感染拡大防止の取組みを要請する通知を発出（3月24日）
- ・電話連絡により海外渡航歴等を確認（3月30日）

○退職者辞令交付式（3月31日）及び新規採用職員辞令交付式（4月1日）の中止【人事課】

○新型コロナウイルス感染症対策に係る体制整備【人事課】

- ・副知事をトップとした各部の次長等を構成メンバーとする「福岡県新型コロナウイルス感染症対策チーム」の設置（4月2日）
- ・4月6日、保健医療介護部内の3つの班の専任職員を12人増員（13人→25人）
- 新 - ・緊急事態宣言を受け、更に増員（25人→50人体制）し、また、緊密な連携を行うため1か所に集約し、9階北棟に配置（4月10日）
- 新 - ・無症状者や軽症者を受け入れる療養施設に、防災危機管理局職員を派遣（4月13日）

○感染拡大防止に向けたチラシ配布（4月3日）【人事課】

- ・本県職員から感染者を出さないよう、勤務時間外の外出自粛をはじめ、感染症対策の徹底についてチラシにより全職員へ周知

○県職員の健康管理の徹底について通知（4月7日）【人事課・総務事務厚生課】

- ・勤務時間中のマスク着用を含む咳エチケットや執務室の定期的な換気等、感染予防について改めて周知徹底

○本庁における休憩時間の分散（4月8日）【人事課】

- ・本庁における昼食時の売店及びエレベーターの混雑を緩和するため、昼の休憩時間をフロア毎に分散。

○業務継続のための分散勤務の実施（4月8日）【人事課】

- ・各所属で感染者が発生した場合でも、業務を継続する体制を確保するため、分散勤務を実施

新 ○時差通勤の拡大（4月13日）【人事課】

- ・2月28日から本庁等で実施している時差通勤の運用の拡大を全所属に拡大

新 ○在宅勤務の促進（4月14日）【人事課】

- ・出勤者を減らすために、新型コロナウイルス感染症対策等に従事する職員を除き、5割以上の職員の在宅勤務を目指す。

新 ○緊急雇用対策としての会計年度任用職員の任用【人事課】

- ・感染症流行の影響により就職内定を取り消された者又は職を失った者を会計年度任用職員として50人程度任用

新型コロナウイルス感染症への対応状況

空港関係【空港事業課】

(福岡国際空港(株)・北九州エアターミナル(株))

- 空港施設内に手洗い・咳エチケットなど掲示を依頼
- 手すり、エレベーターなど、こまめなアルコール消毒など実施中
- 航空路線の状況

※4月の国際線の状況（4/10時点）

〈福岡空港〉

計画	全体	約1,800便
運休		99%（新型コロナウイルスの影響）

〈北九州空港〉

計画	全体	70便
運休		100%（新型コロナウイルスの影響）

※4月の国内線の状況

〈福岡空港〉

羽田線など、全体で31%が運休

〈北九州空港〉

羽田線など、全体で47%が運休

交通事業者関係【交通政策課】

- 交通事業者（バス、鉄道、タクシー及び航路）に対し、手洗い・咳エチケットの徹底や駅・バスターーミナル等への掲示を依頼
- 交通事業者に対し、感染症の影響による休業等の特別労働相談窓口や中小企業向けの経営相談窓口、県の新たな支援内容などについて周知
- 感染拡大防止のため、平成筑豊鉄道株式会社が、4月4日（土）～5月6日（水・休）の間（計14回）、平成筑豊鉄道レストラン列車「ことこと列車」の運行の休止を延期
- 交通事業者に対し、感染拡大防止のため、4月1日に県から県民にお願いした外出自粛要請等についての周知協力を依頼
- 緊急事態措置対象地域の指定を受けて、4月8日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第8項及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、指定公共機関（JR九州、JR西日本）、指定地方公共機関（西日本

本鉄道、平成筑豊鉄道等)、タクシー事業者や市町村に対し、地域公共交通の事業継続を要請

○JR九州が、これまでの九州新幹線・特急列車の運休に加え、以下の区間の快速列車・普通列車の運休(4月11日から5月10日の土日祝日)を実施

快速列車 鹿児島本線(門司港・小倉~久留米) 112本

普通列車 筑豊本線(黒崎~直方) 126本

在留外国人対応、国際関係【国際政策課、地域課】

○外国人相談センター(国際交流センター)相談状況

・相談件数: 7件(4月6日現在)

・主な相談: コロナ予防策、受診のための病院紹介、在留資格の取扱い

○外国人相談センター(国際交流センター)に非接触型体温計を配備するなど感染防止対策を徹底。今後、パーティション、デジタルサイネージを導入予定

○国際交流センターHPにおいて厚労省等の情報(感染防止対策など)を、英語、中国語、韓国語に加え、ネパール語、ベトナム語でも提供開始(4月1日から)

○中国江蘇省からのマスク寄贈

・中国江蘇省からマスク5万枚寄贈、3月25日に到着。保健医療介護部を通じ、介護保険施設等に提供済。

県内市町村への対応【市町村支援課】

○国の情報、県の対応状況など、速やかに各市町村に情報提供中

○新型コロナウイルス感染症関係の迅速な情報提供のため、市町村等総務部局向けの情報サイトを開設

令和2年4月13日
人づくり・県民生活部

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

1 県民等への主な周知

○新型コロナウイルスに関する感染症対策に係る周知

- ・市町村、県有文化施設に対して、感染症対策やイベント開催にあたっての留意事項について、文化庁・スポーツ庁の通知と併せて周知。
 - ・女性相談所及び婦人保護施設に対して、社会福祉施設等における感染症への対応について、厚生労働省の通知と併せて周知。
 - ・県及び消費生活センターのホームページで、マスク、消毒液、トイレットペーパー等の生産、発送状況等についての経済産業省の情報を活用し周知。併せて、市町村消費生活センター・相談窓口に対して住民への周知を依頼。
 - ・人づくり・県民生活部で所管しているメールマガジンにより、新型コロナ対策に係る注意喚起を実施（7媒体、約5万件）。
- ・福岡県NPO・ボランティアセンターメールマガジン@コンテ
 - ・ふくおか社会貢献企業応援メールマガジン
 - ・アクロスふくおかメールマガジン
 - ・あすばるメールマガジン
 - ・あんあんメール
 - ・福岡県STOP!飲酒運転メールマガジン
 - ・女性と子どもの安全みまもり企業だより
- ・包括協定締結企業に対して、緊急事態措置の実施に係る協力を依頼（23社）。

○DV被害等の相談窓口の周知【男女共同参画推進課】

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために行われている外出自粛や休業等の状況下においては、生活不安やストレスによるDV被害等の増加、深刻化が懸念されることから、相談窓口について県ホームページで周知。

○マスク等不足、転売禁止に関する県民相談の実施【生活安全課】

- ・マスクや生活必需品が必要な方に届くよう、県民に対し、ホームページやSNSにおいて冷静な購買活動を呼びかけ。
- ・県消費生活センターにおいて、イベントや旅行のキャンセル、新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に関する県民からの相談の受付及び注意喚起。

県内消費生活相談の内容及び件数 (R2.1.24~4.7)

(県・県内市町村の消費生活センター)

- ・マスク不足、転売等に関するもの (115 件)、
- ・トイレットペーパー等不足等に関するもの (73 件)、
- ・宿泊等の予約キャンセル料に関するもの (306 件)、
- ・その他 (144 件)

総計 638 件

・国民生活安定緊急措置法に基づくマスクの転売規制（3月15日～）について、県消費生活センターのホームページで重ねて周知。

2 子どもの防犯対策【生活安全課】

小・中・高校等の休業に対応して、地域防犯団体に対して、青パト活動、地域住民による「ながら防犯」などパトロール活動の協力を依頼。

3 学校の臨時休業等

(1) 県立三大学【政策課】

・九州歯科大学、福岡女子大学、福岡県立大学については、5月6日まで臨時休業（対面授業の休止）。

(2) 私立学校（小学校、中学校、高等学校、専修・各種学校）【私学振興課】

・新学期は県立学校における対応方針を参考としつつ、地域の感染状況や生徒等の通学状況等を踏まえ、時差通学や分散登校等の実施、臨時休業の必要性の有無等について判断するよう依頼（4月2日）。

・4月7日から5月6日まで、本県が緊急事態宣言の対象区域に特定されたことを踏まえ、時差通学や分散登校等の実施、臨時休業の必要性の有無等について、改めて判断するよう依頼（4月7日）。

臨時休業の実施状況は次のとおり（4月10日現在）。

新学期の臨時休業実施校数 97 校（実施率 100.0%）

○臨時休業終了日（小学校、中学校、高等学校）

- ・4月 19 日（日）：1 校（1.0%）
- ・4月 30 日（木）：1 校（1.0%）
- ・5月 6 日（水）：90 校（92.8%）
- ・5月 10 日（日）：3 校（3.1%）
- ・5月 11 日（月）：2 校（2.1%）

(3) 幼稚園【私学振興課】

・新学期は県立学校における対応方針を参考としつつ、地域の感染状況や園児の登園状況等を踏まえ、臨時休業の必要性の有無等について判断するよう依頼。臨時休業を行う場合には、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で預かり保育の提供等を通じて、保育を必要とする幼児の居場所確保に向けた取組

みを依頼（4月2日）。

- ・4月7日から5月6日まで、本県が緊急事態宣言の対象区域に特定されたことを踏まえ、臨時休業の必要性の有無等について、改めて判断するよう依頼。
- ・臨時休業を行う場合には、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で預かり保育の提供等を通じて、保育を必要とする幼児の居場所確保に向けた取組みを依頼（4月7日）。

臨時休業等の実施状況は次のとおり（4月10日現在）。

各園の判断で臨時休業等を実施した場合も、必要に応じて預かり保育を実施している。

全413園（公立 31園、私立 382園）

- ・臨時休業実施園 220園（公立 19園、私立 201園）（実施率 53.3%）
- ・自由登園 96園（私立のみ）

（4）放課後児童クラブ【青少年育成課】

- ・各自治体や隣接自治体、生活圏ごとの感染状況等を踏まえ、学校が臨時休業の措置をとる場合は、放課後児童クラブの規模を縮小して開所することや臨時休所も含めて検討するよう要請（4月2日）。
- ・緊急事態宣言後の対応について、地域の感染状況によっては、医療従事者やひとり親家庭など、子どもの預かりが必要な家庭への対応に十分配慮した上で、規模を縮小しての開所や臨時休所を検討するよう要請（4月7日）。

放課後児童クラブの実施状況（市町村数）※4月10日時点

- ・午前中から開所：38
- ・午後から開所：18（午前中は小学校での預かり）
- ・臨時休所：3
柳川市：4/14まで、筑後市：4/13まで
広川町：4/10～4/16
- ・クラブ未設置：1（東峰村／「子ども館」での預かり）

※学校施設（校庭、体育館、教室、図書館等）活用市町村数：27

4 東京2020オリンピック競技大会の延期に伴う対応【スポーツ企画課】

○オリンピック聖火リレー（5/12～13） 延期

○パラリンピック聖火リレー聖火フェスティバル（8/13～16） 延期

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

○特別労働相談窓口の開設（2月28日）【労働政策課】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による休暇、休業、解雇等の労働に関する特別相談窓口を県内4地域の労働者支援事務所内に開設

相談状況：525件（休暇、休業に関する相談が約5割強）※4月9日現在
〔(内訳)休暇、休業に関する相談262件、雇用調整助成金に関する相談116件
解雇・雇止め・退職勧奨に関する相談26件 等〕

(参考)

福岡労働局の特別相談窓口

相談状況：5,817件（雇用調整助成金に係る相談が7割強）※4月3日現在

○学校等の臨時休業に対する支援 【障がい福祉課】

- ・障がいのある幼児児童生徒が利用する放課後等ディサービスについて、感染の予防に留意した上で、原則として開所し、開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応を事業者へ依頼。増加する経費については、令和元年度第3次2月補正予算で措置済み（2月28日）
- ・4月以降についても、原則として開所し、開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応を依頼。併せて、今後の感染拡大の状況によっては、サービスの提供の縮小又は臨時休業を御検討いただくことを周知（4月2日）
- ・今般の緊急事態宣言を受け、通所等の障がい福祉サービス事業所に対して、可能な場合には通所を控えていただくことによりサービスの提供を縮小するなど感染拡大防止のための対応を検討した上で、支援が必要な利用者に対して、サービスの提供を確保いただくことを周知（4月7日）

○学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応 【子育て支援課】

- ・保育所等については、保護者が働いており、家に1人でいることができない年齢の子どもが利用することから、市町村に対し、感染の予防に留意した上で、原則として開所することを依頼。併せて、今後の感染拡大の状況によっては、保育の提供の縮小又は臨時休園を検討することを周知（4月2日）
- ・今般の緊急事態宣言を受け、市町村の対応として、必要な方への保育の提供について十分な検討を行いつつ、仕事を休んで家にいることが可能な保護者には、園児の登園を控えるようお願いするなどにより、保育の提供の縮小を検討することが考えられることを周知（4月7日）

○人権への配慮（3月3日）【調整課】

- ・新型コロナウイルス感染症に関して人権への配慮を呼びかけるとともに、人権相談窓口について県ホームページで周知

○生活福祉資金の特例貸付の開始（3月23日）【保護・援護課】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があった世帯に対し、「緊急小口資金」及び「総合支援資金（生活支援費）」の特例貸付を開始

貸付決定：1, 849件 ※4月10日現在

（内訳）緊急小口資金1, 747件、総合支援資金（生活支援費）102件

○障がい者就労支援事業所等におけるテレワーク導入経費に対する助成（3月25日）

【障がい福祉課】

- ・令和元年度第3次2月補正予算を活用し、就労支援事業所等を利用する障がい者の在宅就労を推進するため、テレワークのシステム導入経費等の助成を開始

交付決定：7件 ※4月13日現在

○児童養護施設等における感染拡大防止対策経費に対する助成（3月23日）

【児童家庭課】 【保護・援護課】

- ・令和元年度第3次2月補正予算を活用し、施設等における消毒の実施、手洗い設備の設置、空気清浄機の購入等に係る経費への助成を開始

交付決定：7件 ※4月13日現在

○新 児童相談所虐待対応ダイヤル189（いち・はや・く）の周知（4月10日）【児童家庭課】

- ・外出自粛や学校の休業等の状況下においては、生活不安やストレスによる児童虐待の増加等が懸念されることから、児童相談所、市町村による見守りを行うとともに、児童相談所虐待対応ダイヤルについて県ホームページで周知

○保育士試験の中止（4月8日） 【子育て支援課】

- ・4月18日（土）、19日（日）実施予定の保育士試験（令和2年度前期：筆記試験）を中止。（全都道府県が中止を決定）
- ・各受験者（1, 010名）に対し、試験実施事業者から個別に通知。併せて、県ホームページ及び事業者ホームページにより周知。

○高等技術専門校及び福岡障害者職業能力開発校の休校 【職業能力開発課】

- ・訓練生の感染防止のため、5月6日までの間、高等技術専門校及び福岡障害者職業能力開発校を休校。

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

1 廃棄物の処理について

- ・ 県内市町村や関係団体等に対し、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき、感染性廃棄物を適正に処理するよう通知文を発出（1月29日）
- ・ 県内市町村や関係団体等に対し、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に沿って、安全かつ安定的に廃棄物を適正に処理するよう通知文を発出（2月3日）
- ・ 上記について、再度通知文を発出し周知徹底（3月5日）するとともに、通知文、マニュアル等を県ホームページにおいて情報提供（3月6日）

※ 現時点（4月10日現在）で、県内6市町等から、新型コロナウイルス感染症への対応に関する問合せが寄せられている。

【主な問合せ（対応）状況】

- ① 町内的一般家庭で、感染者が出た場合の廃棄物処理方法について（築上町）
　　県の対応：ガイドラインに沿った廃棄物処理方法について、住民に周知するよう助言
- ② 業務継続に必要な項目、内容を教えて欲しい（産業廃棄物処理業者）
　　県の対応：ガイドラインに沿った対応を指導
- ・ 一般廃棄物の安定的な処理を確保するため、次の事項に留意するよう、県内市町村や関係団体等に対して、通知（4月9日。県ホームページにも4月13日に掲載）
 - ① 作業者の感染予防に万全を期すこと（業務内容に応じた感染防止策を例示）
 - ② 万一、作業者が感染した場合にも事業継続できる体制を確保すること
 - ③ 個人防護具等の備蓄状況の確認、必要数の確保に努めること

※ 個人防護具等の不足により事業継続が困難となる事態が予見される場合は、環境省へ相談
- ・ 県内市町村や関係団体等に対し、環境省が作成した、感染性廃棄物の取扱いに関するチラシの配布（4月9日）及び県ホームページへの掲載（4月13日）

2 公共工事の一時中止等について

- ・ 県発注の公共工事（自然歩道における標識等の再整備工事等）について、受注者が行う新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組を支援するため、県発注の既契約の工事又は業務について、受注者に一時中止の意向を確認（3月25日）。
　　受注者から工事又は業務の一時中止の申し出がある場合には、必要に応じて契約金額の変更や工期の延長を行う。
　　※ 現時点（4月10日現在）、申し出 1件
- ・ 県発注の既契約の工事又は業務について、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた感染拡大防止対策について徹底するよう通知文書を発出（4月9日）

3 未利用食品の取扱いについて

- ・ 農林水産省が、各種イベントの中止・延期や小学校、中学校等の一斉臨時休業によって発生する未利用食品について、食品関連事業者からの情報を集約し、フードバンクに対し発信する取組みを開始（3月4日）

これを受け、県内市町村に対して、こうした未利用食品の有効利用についての取り組みを促進するよう通知文を発出するとともに、一般社団法人福岡県フードバンク協議会に協力を依頼（3月9日）

※ 同協議会には、食品製造業等から食品提供の申し出が増えており、提供を受けた食品を、協議会会員である4フードバンク団体に振り分けている。

〔 NPO 法人バンク北九州ライフアゲイン NPO 法人フードバンク福岡
ふくおか筑紫フードバンク フードバンク久留米 〕

4 新型コロナ対策に係る注意喚起の実施について

- ・ 環境部で所掌しているアプリ、メールマガジン、Facebook 等により、新型コロナ対策に係る注意喚起を実施

〔アプリ〕エコふあみ

〔メールマガジン〕エコファミリー通信、エコ事業所通信

〔Facebook〕エコトンのエコ日記、福岡県生物多様性 web 情報サイト

〔その他〕電子メールやFAX で関係団体にチラシを送信

令和2年4月13日
商 工 部

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

1. 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口【中小企業振興課、新事業支援課】

- 設置期間：1月30日（木）から当面の間
- 設置場所：本庁（中小企業振興課、新事業支援課）
　　中小企業振興事務所（県内4カ所）
　　（公財）福岡県中小企業振興センター、福岡アジアビジネスセンター
- 開設時間：平日9時から17時まで
 - ※ 3月14日（土）から、中小企業振興課において土日・祝日も電話相談に対応（9時から17時まで）
 - ※ 4月1日（水）から、通話料金無料の「フリーダイヤル経営相談窓口」（0120-567-179）を開設（平日・土日・祝日9時から17時まで受付）
- 相談件数：6,729件（4月10日現在）

2. 中小企業者の資金繰り支援への配慮要請等【中小企業振興課】

- 金融機関や信用保証協会等に対し、中小企業者からの融資相談への迅速かつ適切な対応や、相談体制の充実等、中小企業への資金繰り支援への配慮を要請する県商工部長名の文書を発出（1月30日付）。
- 県制度融資の取扱金融機関に対し、「緊急経済対策資金」等による弾力的かつ迅速な融資や、返済条件緩和への柔軟な対応を要請する知事名の文書を発出（3月2日付）。
- 信用保証協会に対し、保証審査の迅速かつ柔軟な対応を要請する知事名の文書を発出（3月16日付）。
- 取扱金融機関及び信用保証協会に対し、年度末の金融繁忙期に向けて審査手続きのより一層の迅速化を要請する知事名の文書を発出（3月23日付）。
- 県が商店街などの組合に対し直接貸し付けている高度化資金について、返済条件の緩和に関する債務者からの相談にきめ細かく対応。

3. 中小企業者への資金繰り支援【中小企業振興課】

- セーフティネット保証5号の指定業種（152業種）の事業者に、県制度融

資「緊急経済対策資金」の活用を促すとともに、3月6日（金）に宿泊業や飲食業など40業種、3月13日（金）に乳製品製造業や理容・美容業など316業種、4月1日（水）にパン小売業・訪問介護事業など79業種、4月10日（金）にコンビニエンスストアや通訳業・通訳案内業など151業種を新たに追加し、支援を拡充（計738業種）。

- 3月2日（月）、国からセーフティネット保証4号の地域指定を受け、業種に関わらず売上減少について市町村の認定を受けた事業者に対し、保証料負担をゼロとする県独自の支援措置を実施し、資金繰り支援を強化。
- 3月13日（金）、国において全国・全業種を対象に、セーフティネット保証とは別枠で100%保証を受けられる「危機関連保証」が発動されたことに伴い、県でも同日から「危機関連保証」の対象となる事業者に対し、保証料負担をゼロとする県独自の支援措置を適用し、資金繰り支援を強化。
- 県制度融資「緊急経済対策資金」実績（4月9日現在）
　　<保証申込> 件数：1,956件、金額：47,640百万円
　　<保証承諾> 件数：1,240件、金額：27,509百万円

4. フリーランスへの資金繰り支援策等の周知【中小企業振興課】

県の経営相談窓口や資金繰り支援策について、県のホームページや商工会議所・商工会等の関係団体を通じ、中小企業・小規模事業者への周知を図ってきたところであるが、フリーランス等に対し周知の徹底を図るため、下記の対応を実施。

- フリーランス協会の福岡事務局（県内会員約330人）を通じた周知（3月24日周知依頼）。
- 県の広報媒体（ツイッター・LINE※1、新聞広告※2、ラジオ※3）を活用した周知。※1：3月17日掲載 ※2：3月26日掲載 ※3：3月30日放送
- 県との包括連携協定に基づき、県内のローソンにチラシを配架（4月1日実施）。

令和2年4月13日
農林水産部

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

県民向けの対策

○相談対応

- ・3月11日、県内21カ所の出先機関に窓口を設置
各農林事務所(6)、各普及指導センター(10)、
農林試資源活用研究センター(1)、水産海洋技術センター(4)
- 新・農林漁業者2,202経営体より相談を受付け(4月13日現在)。
内容は運転資金の借入や国の支援制度に関するもの

○関連情報の周知

- ・3月16日、農林水産省が示した事業者ガイドライン※を市町村・JA等へ周知
※「食品を介した感染の事例はないこと」、「感染者が発生した施設においても、
適切な対応を行えば操業停止や食品破棄などの対応は不要」など、発生時の
対応や業務継続等に関する指針

○需要喚起

- ・花きの販促用ポスターを作成し、小売店などに配布(3月13日)
- 新・県職員への花きの購入斡旋(3月13日、4月17日販売)
 - ・県職員への乳製品の購入斡旋(4月16日販売)
- 新・県庁1階ロビーでガーベラを飾花(4月13~17日)
- 新・県庁各課で飾花の協力を要請(4月23日飾花開始)

○農業大学校

- ・入学式(4月9日)は中止し、コース別のガイダンスを実施
(入学生とその保護者のみ)
- ・授業開始は、5月7日(4月10日から5月6日まで休校)
※休校中の実習ほ場の作物管理は、職員で実施

令和2年4月13日
県 土 整 備 部

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

県民向けの対策

○公共工事の一時中止等

- ・県土整備部発注工事又は業務（調査・測量・設計）において、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、受注者に対して工事又は業務の一時中止や工期延長の意向を確認。
- ・受注者から工事又は業務の一時中止等の申し出がある場合には、必要に応じて契約金額の変更や工期の延長を行う。

※3月2日から4月7日までの間に、申し出のあった業務26件、工事1件について対応済。

※緊急事態宣言を受け、全受注者に対し改めて意向確認を実施。（4月8日）

新

○道路利用者への広報の実施

- ・「不要不急の外出」を控えるよう、県管理道路等における道路情報板を活用した協力要請等の広報を実施。（4月10日）

○道路占用許可及び河川法許可手続きの弾力的運用

- ・新型コロナウイルス感染症への対応のため、道路占用者から許可期間等の延長申請があった場合には必要な範囲内で許可するとともに、当該手続きの電話による連絡を認めるなど簡素化を行う。
- ・河川法23条他の手続きについて、FAXやメールによる申請書の提出を認める等弾力的な運用を行う。

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

県民向けの対策

○県発注工事等の一時中止措置等（3月2日）【建築都市総務課】

- ・県発注工事等の受注者から、当該工事等の一時中止や工期の延長の申出があった場合には、必要に応じて契約金額の変更や工期の延長を実施
- ※申出件数1件（4月10日現在）。

○県営公園における花見時期の宴会自粛要請（3月12日）【公園街路課】

- ・飲食を伴う花見の自粛を呼びかける看板等の設置

※現時点（4月10日現在）で、宴会等はほとんど実施されていない。

○県営住宅における家賃の減免及び徴収猶予等の実施（3月26日）【県営住宅課】

新型コロナウイルス感染症の影響により、

- ・県営住宅に入居中の方で、収入が著しく減少した方に対し、家賃の減免や徴収猶予の負担軽減措置を実施
- ・業績不振により解雇等をされたため、現に居住している住居からの退去を余儀なくされる方に対し、県営住宅及び福岡県住宅供給公社賃貸住宅の一時提供を実施

※相談件数41件（4月10日現在）

（うち家賃減免・徴収猶予 38件、一時提供 3件）

※なお、現時点で、いずれも実績はなし。

■問い合わせ窓口（県営住宅及び公社住宅）

福岡県住宅供給公社の各管理事務所

（受付時間 8:30～17:00（土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く。）

【福岡管理事務所】 福岡市中央区天神5丁目3番1号 須崎ビル3階

TEL 県営住宅 092-713-1683

公社賃貸 092-781-8020

【北九州管理事務所】 北九州市八幡西区西曲里町2番1号 黒崎テクノプラザ5階

TEL 県営住宅 093-621-3300

公社賃貸 093-621-4411

【筑後管理事務所】 久留米市百年公園1番1号 久留米リサーチセンタービル4階

TEL 県営住宅 0942-30-2660

公社賃貸 0942-36-9900

【筑豊管理事務所】 飯塚市吉原町6番1号 あいタウン3階

TEL 県営住宅 0948-21-3232

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

1 感染防止のための学校の臨時休業について

(1) 臨時休業実施状況

ア 県立学校

- ・臨時休業開始日 3月2日(月)：119校(100.0%)

イ 市町村立学校

- ・臨時休業開始日 3月2日(月)～9日(月)：1,089校(100.0%)

(2) 子どもの居場所の確保について

ア 県立特別支援学校

- ・放課後等ディサービスの活用を図りつつ学校での受入れを実施：12校

イ 小学校

- ・学校での受入れを実施：44市町村 ※放課後児童クラブは59市町村で開所

2 春休みにおける県立学校の対応について

文部科学省から、春季休業期間中に入ても当面の間、これまでと同様、新型コロナウイルス感染症対策を遺漏なく行うようとの事務連絡を受け、3月31日まで臨時休業中と同様の対応を継続。

※特別支援学校幼児児童生徒の学校受入れは3月19日まで

3 令和2年度における県立学校の教育活動の再開について

本県における新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、引き続き十分な警戒を行いつつ、国のガイドラインに基づき感染症対策に万全を期した上で、4月1日以降、全ての県立学校で教育活動を順次再開する。

なお、国の専門家会議での議論の内容や文部科学省の学校再開に向けた方針を注視するとともに、今後の全国及び県内の感染状況の変化等を踏まえ、関係部局間で十分協議を行い、速やかに新たな事態への対応を行う予定。

4 公立学校における教職員及び児童生徒の健康管理について

- 教職員の健康管理を徹底し、3月18日以降に海外から帰国した者については、自宅待機を行う。
- 新規採用職員に対し、新型コロナウイルス感染についてのチェックリストにより、海外渡航歴等を確認するとともに、感染拡大防止に向けた指導を実施。
- 学校再開に向けて、児童生徒が初めて登校する日の前までに、児童生徒の海外渡航歴等を含めた健康状況の確認を行う。(新1年生については、初めて登校する日に確認)

5 令和2年度の新学期における県立学校の臨時休業について

省内での新型コロナウイルス感染者数が増加している状況や、県立学校の児童・生徒の状況（通学区域が広域で、公共交通機関利用者が多いなど）を踏まえ、児童・生徒へ感染リスクを最大限回避し、その健康と安全を守るため、県立学校を5月6日まで一斉に臨時休業する。

また、市町村教育委員会に対し、県立学校における対応方針を参考としつつ、各自治体や隣接自治体、生活圏ごとの感染状況（感染者数、年齢、感染経路等）、学校種ごとの特徴等を踏まえ、臨時休業の必要性の有無、実施する場合の期間（例：2週間程度）等について判断するよう要請。

さらに、4月7日の国の緊急事態宣言を受け、市町村教育委員会に対し、学校の臨時休業等について改めて適切な判断を行うよう通知。4月13日現在、省内全ての公立学校（幼稚園を除く。）について、5月6日まで臨時休業となっている。

新

【参考：学校の臨時休業状況 4月13日現在】

(1) 県立学校について

臨時休業終了日

・5月 6日（水）：119校（100.0%）

(2) 市町村立学校（幼稚園を除く。）(63教育委員会 1,107校（小学校・中学校・高等学校・義務教育学校・特別支援学校）)

臨時休業終了日

・5月 6日（水）：63教育委員会（100.0%） 1,076校（100.0%）

(3) 市町村立幼稚園（16教育委員会 31園）

臨時休業終了日

・5月 6日（水）：13教育委員会（81.3%） 28園（90.3%）

新

6 新型コロナウイルス感染症の感染防止のための在宅勤務の促進について

- 出勤者を減らすために、新型コロナウイルス感染症対策等に従事する場合を除き、5割以上の教職員の在宅勤務を目指す。

7 その他

- 県ホームページ上に教育委員会の専用ポータルページを開設

令和2年4月13日
企 業 局

新型コロナウィルス感染症への対応状況について

○工業用水道使用料金納付期限の弾力的運用

- ・受水企業（64社、うち中小企業29社）の状況に応じ毎月の納入期限を延長
- ・4月分（支払い期限27日）の納入通知に併せその旨通知

※現在のところ延長に関する相談なし（4月13日現在）